

平成28年11月1日

年金受給者の皆さまへ

日本ギア工業株式会社
管理部 人事課

企業年金における受給者の個人番号取得に関するお知らせ

拝啓 皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、弊社運営にご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、かねてよりご案内のとおり、平成27年10月以降、住民票を有する全ての方に1人1つの個人番号（マイナンバー）が、各市区町村から通知されています。（個人番号（マイナンバー）は、平成28年1月以降社会保障・税・災害対策の分野で利用されることとなります。）

年金制度においては、平成28年1月以降の支払いに係る法定調書へ個人番号（マイナンバー）を記載することが義務付けられています。

弊社としては年金受給者の皆様の郵送等の手続きに関するご負担等を勘案し『企業年金連合会（以下「連合会」といいます。）を通じて、国から個人番号（マイナンバー）を受領すること』といたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、連合会を通じて、あなたさまの個人番号（マイナンバー）が確認できなかった場合等には、弊社から直接ご確認をする場合もありますので、あらかじめご了解ください。

【ご参考】

弊社が採用する、「連合会を通じて、国から個人番号（マイナンバー）を取得する方法」は、国によって認められております。

<お問合せ先>

日本ギア工業株式会社
管理部 人事課
担当：石塚、森
電話番号：0466-45-2105
（8：30～17：30
土日祝日・年末年始を除く）

敬具